

府子本第 491 号  
3 文科初第 4 号  
子発 0401 第 4 号  
令和 3 年 4 月 1 日

各  
都道府県知事  
都道府県教育委員会教育長  
指定都市・中核市市長  
指定都市・中核市教育委員会教育長  
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

## 子ども・子育て支援法施行令の改正について（通知）

「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「令和 2 年度分権提案」という。）において、小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項。以下「ファミリーホーム」という。）を行う者に委託されている児童が保育所等へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについて検討し、令和 2 年度中に必要な措置を講じることとされたことを受けて、下記のとおり、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「施行令」という。）の一部改正を行いました。内容について十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれましては、域内の市区町村長（指定都市長・中核市長を除く。）に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

## 記

### 1 改正の概要

( 1 ) 子どものための教育・保育給付について（施行令第 4 条第 2 項第 8 号関係）

令和 2 年度分権提案において、ファミリーホームへの委託児童について保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成 11 年 8 月 30 日付け児発第 50 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長及び保育課長連名通知)を改正し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知することとされた。あわせて、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和 2 年度中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。

これを受け、ファミリーホームへの委託児童が特定教育・保育施設等を利用する場合に、同じく家庭養護に当たる里親と同様、施行令に定める利用者負担額の上限額を「零」としたこと。

なお、「『里親及びファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて』の一部改正について」(令和 3 年 3 月 31 日付け子家発 0331 第 1 号・子保発 0331 第 1 号・障障発 0331 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長ほか連名通知)により、ファミリーホームへの委託児童についても、同居親族等の介護・看護の事由等で保育の必要性を認定し得る場合があることを前提に、保育所等へ入所する場合等の取扱いについて示している旨留意すること。

( 2 ) 子育てのための施設等利用給付について（施行令第 15 条の 3 第 2 項関係）

( 1 ) において、ファミリーホームへの委託児童が認可保育所等の特定教育・保育施設等を利用する場合の利用者負担額の上限額を零とし、負担を求めないこととしたことを踏まえ、満三歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある小学校就学前子どもが特定子ども・子育て支援を利用した場合の子育てのための施設等利用給付について、里親の場合と同様、当該児童が特定子ども・子育て支援を利用した場合も、支給対象に含めることとしたこと。

2 施行期日

施行日は、令和 3 年 4 月 1 日であること。

以上

【別添資料】

- 別添 1 「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）  
（抜粋）
- 別添 2 子ども・子育て支援法施行令の一部改正（本文・新旧対照表）
- 別添 3 「里親及びファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(令和 3 年 3 月 31 日付け改正後全文)